

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	135,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	16,515,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月6日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	7,733,653.77	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1
第三種優先株式	195,000	—	—	
第1回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第2回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第3回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第4回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第5回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第6回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第7回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第8回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第9回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)3
計	8,048,754.77	7,853,754.77	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式、第8回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「第1-12回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、剰余金の配当を行うときは、第1-12回第四種優先株式を有する株主(以下「第1-12回第四種優先株主」という)または第1-12回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第1-12回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

- (b) ある事業年度において、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (ロ) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。
- (ハ) 残余財産の分配
 - (a) 当社は、残余財産を分配するときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
 - (b) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (二) 議決権

第1-12回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。
- (ホ) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第1-12回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - (b) 当社は、第1-12回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (c) 当社は、第1-12回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (ヘ) 取得請求

第1-12回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに第1-12回第四種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間
平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

取得の条件

 - ① 取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は318,800円とする。
 - ② 取得請求権行使価額の修正

第1-12回第四種優先株主が当社に対し第1-12回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、()修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、()修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が105,100円(ただし、下記④により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記④により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額は④に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該第1-12回第四種優先株式についてのみ適用される。
 - ③ 取得請求権行使価額の調整
 - ④ 第1-12回第四種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。

() 下記() ないし() に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新たに発行もしくは処分され} \\ \text{た普通株式数または転換型証} \\ \text{券(下記()に定義される)も} \\ \text{しくは新株予約権(下記()に} \\ \text{定義される)に関する計算の場} \\ \text{合は、取得請求権の行使もし} \\ \text{しくは取得条項の定める事由の} \\ \text{発生または新株予約権の行使} \\ \text{により交付され得る普通株式} \\ \text{数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{時価} \\ \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数} \\ \text{または転換型証券(下記()に定義される)} \\ \text{もしくは新株予約権(下記()に定義され} \\ \text{る)に関する計算の場合は、取得請求権の} \\ \text{行使もしくは取得条項の定める事由の発生} \\ \text{または新株予約権の行使により交付され得} \\ \text{る普通株式数} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{普通株式 1 株} \\ \text{あたりの払込} \\ \text{金額(新株予約} \\ \text{権の行使に際} \\ \text{して出資され} \\ \text{る財産の価額} \\ \text{を含む)} \end{array}$$

() 下記() に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{時価} - \begin{array}{l} \text{普通株式 1 株につき割り当てられた特別現金配当(下記} \\ \text{()に定義される)または債務証券もしくは資産の分配} \\ \text{に関する基準日(権利を有する株主を確定するために} \\ \text{定められた日を以下「基準日」という)(下記()に定} \\ \text{義される)における適正市場価格(※)} \end{array} \end{array}}{\text{時価}}$$

(※)かかる適正市場価格に関しては、当会社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

() 下記() に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得請求権} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{時価} \times \begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{下記()に従って、取得される普通株} \\ \text{式(または、転換型証券もしくは新株予} \\ \text{約権)の総数につき、当会社が支払うべ} \\ \text{き対価の総額} \end{array} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{時価} \times \left(\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{下記()において、取得される普通} \\ \text{株式数(または、転換型証券もしくは} \\ \text{新株予約権の場合は、取得請求権} \\ \text{の行使もしくは取得条項に定める事} \\ \text{由の発生または新株予約権の行使に} \\ \text{より交付される普通株式数)} \end{array} \right) \end{array}}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数 - (下記()に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当会社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

() 当会社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(イ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外ときは当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- ()株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(イ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- ()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該第1-12回第四種優先株式と同時に発行される他の第1-12回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

取得請求権行使価額は、上記()に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、第1-12回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本()に基づき行われた

調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、第1-12回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

第1-12回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、第1-12回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- () 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記()に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかかる特別現金配当または分配を行うたびごとに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による

剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株

あたりの金銭による剰余金の配当の合計額

対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値 $\times 100\%$

- () 当会社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および端株買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合

かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記()に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびごとに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- ①株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記④に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。

- ㉔取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記㉔()ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記㉔により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記㉔に準じて調整される。
- ㉕取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- ㉖取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- ㉗取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記㉔()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記㉔()の場合には0円、上記㉔()の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ㉘本㉔(上記㉔を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および()剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ()償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- ㉙上記㉔により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記㉔㉕により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記㉔㉕に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。
- ㉚第1-12回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
第1-12回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{第1-12回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1-12回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した第1-12回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

第1-12回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

なお、本㉚に従う限り、いかなる数の第1-12回第四種優先株式を有していたとしても、その第1-12回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。

- ㉛第1-12回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容
当会社普通株式
- ㉜取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ㉝取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書および第1-12回第四種優先株式の株券が上記㉜の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

- ①当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第1-12回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、第1-12回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各第1-12回第四種優先株式1株の払込金額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。
 - ②前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。
- (ト)発行の方法
- ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに第1-12回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。
- (チ)保有期間その他第1-12回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容
- ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「第1-12回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する第1-12回第四種優先株式につき、以下の制限に従うことを約している。
- (a) 第1-12回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わない。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、第1-12回第四種優先株式引受契約書に従い、第1-12回第四種優先株式を譲渡した場合には、第1-12回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該第1-12回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)
 - (b) 発行後2年間は、一定の場合を除き、当会社普通株式の交付と引換えに第1-12回第四種優先株式の取得請求を行わない。
 - (c) 第1-12回第四種優先株式の取得請求により交付された当会社普通株式の譲渡その他の処分は、払込期日後2年目の応当日の前日まででは一定の場合を除きこれを行わず、払込期日後2年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総交付株式数の3分の1の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当会社普通株式につきこれを行わず、払込期日後3年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総交付株式数の3分の2の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当会社普通株式につきこれを行わない。
- 総交付株式数とは、それまでに第1-12回第四種優先株式の取得請求により交付された当会社普通株式の数と、残存している第1-12回第四種優先株式の全てがその時点において適用のある取得請求権行使価額で取得請求された場合に交付されるであろう当会社普通株式の数の合計をいう。
- 3 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。
- (イ)優先配当金
- (a) 当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
 - (b) ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
 - (c) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (ロ)優先中間配当金
- 当会社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)取得条項

当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(ホ)議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(ト)発行の方法

第三者割当ての方法により、適格機関投資家(証券取引法に定義される)に割り当てる。

(チ)第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容

割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	1,172個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,172株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 669,775円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月28日から 平成24年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 669,775円 資本組入額 334,888円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使 時において当社または株式 会社三井住友銀行の役職員 の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退 任、定年退職その他当社取 締役会が正当な理由がある と認めた場合は、当社また は株式会社三井住友銀行の 役職員の地位を失った後も 5 年間に限り新株予約権を 行使できる。 新株予約権者が死亡した場 合には、その相続人が新株 予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 1 株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年5月17日(注)1	68,000	8,306,273.77	—	1,420,877,175	—	1,420,989,834
平成18年8月11日(注)2	—	8,306,273.77	—	1,420,877,175	1,000,000,000	420,989,834
平成18年9月1日(注)3	249,015	8,555,288.77	—	1,420,877,175	221,365,710	642,355,545
平成18年9月6日(注)4	67,000	8,488,288.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545
平成18年9月29日(注)5	439,534	8,048,754.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545

- (注) 1 優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が33,000株減少いたしました。
- 2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
- 3 S M B C フレンド証券株式会社の完全子会社化に係る株式交換による普通株式の増加(交換比率1:0.0008)。
- 4 優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第二種優先株式が67,000株減少いたしました。
- 5 優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第三種優先株式が500,000株減少いたしました。また第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い、普通株式が60,466株増加いたしました。
- 6 平成18年10月11日に、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第三種優先株式が195,000株減少いたしました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	468,747.00	6.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	430,054.00	5.56
ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	205,911.00	2.66
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	164,504.00	2.12
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	154,667.42	1.99
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	126,399.00	1.63
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	100,481.00	1.29
ジェービーエムシービー ユーエスエー レジデント ペンション ジャスデック レンド 385051 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	89,158.00	1.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	88,423.00	1.14
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	86,381.00	1.11
計	—	1,914,725.42	24.75

第三種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	195,000	100.00
計	—	195,000	100.00

第1回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第2回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第3回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第4回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第5回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第6回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第7回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第8回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第9回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第10回第四種優先株式

(平成18年 9 月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第11回第四種優先株式

(平成18年 9 月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第12回第四種優先株式

(平成18年 9 月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第 1 回第六種優先株式

(平成18年 9 月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	23,334	33.33
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5 番12号	20,000	28.57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 3 号	16,667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番 2 号	10,000	14.29
計	—	70,001	100.00

- (注) 1 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。
- 2 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから平成18年 5 月15日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、平成18年 4 月30日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

株券等保有割合 5.22%

- 株券等保有割合 0.85%

- 株券等保有割合 5.17%

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成18年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 315,101	—	(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,932 (相互保有株式) 普通株式 116,880	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,584,332	7,584,332	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注) 1
端株	普通株式 25,509.77	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注) 2 , 3
発行済株式総数	8,048,754.77	—	—
総株主の議決権	—	7,584,332	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、577株(議決権577個)含まれております。

2 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.34株が含まれております。

3 「端株」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が0.60株含まれております。

【自己株式等】

(平成18年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	6,932	—	6,932	0.08
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	100,481	—	100,481	1.29
株式会社クオーク	大阪府中央区今橋 四丁目4番7号	3,560	—	3,560	0.04
SMBCフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7番12号	2,672	—	2,672	0.03
株式会社関西アーバン銀行	大阪府中央区西心斎橋一丁 目2番4号	2,562	—	2,562	0.03
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番1号	2,458	—	2,458	0.03
さくら情報システム 株式会社	東京都中央区日本橋本町三 丁目4番10号	1,687	—	1,687	0.02
三井住友カード株式会社	大阪府中央区今橋 四丁目5番15号	1,338	—	1,338	0.01
SMBC信用保証株式会社	東京都港区六本木六丁目 1番21号	624	—	624	0.00
株式会社さくら ケーシーエス	神戸市中央区播磨町 21番1号	547	—	547	0.00
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	329	—	329	0.00
SMBCファイナンスサービス 株式会社	東京都港区新橋一丁目 8番3号	295	—	295	0.00
エヌ・アイ・エフSMBC ベンチャーズ株式会社	東京都中央区京橋一丁目 2番1号	270	—	270	0.00
ケーシーエスデータ 株式会社	神戸市中央区多聞通三丁目 3番9号	57	—	57	0.00
計	—	123,812	—	123,812	1.60

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,390,000	1,290,000	1,210,000	1,290,000	1,330,000	1,350,000
最低(円)	1,220,000	1,130,000	1,060,000	1,200,000	1,210,000	1,120,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。